

大垣消防組合からのお願い

ガソリンの適切な販売の徹底について

令和 3 年 12 月 17 日に大阪市北区で発生したビル火災において多数の尊い命が奪われました。報道等では、購入されたガソリンが使用された旨も伝えられていることから、ガソリンの適切な販売の徹底に事業者のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

携行缶・容器入りガソリン（容器入りは 10 リットル以上を目安として）

販売時の確認事項

消防法令の遵守のお願い

- 1 運転免許証等による顧客の本人確認
- 2 ガソリンの使用目的の確認
- 3 販売記録の作成

不審者発見時の適切な対応のお願い

ガソリンの販売時に確認を行う中で、氏名、住所、使用目的等を明らかにすることを拒否する等、顧客の言動等に不審な点を感じた場合は警察署へ通報するよう配慮してください。



— お問い合わせ —

大垣消防組合消防本部予防課

TEL (0584-87-1512)